

## 転向・法曹人口問題

国府泰道（大阪弁護士会）

私は、1983年に弁護士登録をしました。当時は取引型消費者事件が増えてきたという時代的背景もあり、それ以来ずっと消費者問題に関わってきています。2000年の司法制度改革当時、消費者団体は弁護士増員に賛成で、消費者事件に取り組む弁護士も同意見でした。消費者にとって弁護士は縁の遠い、敷居の高い存在でした。弁護士がもっと増えないと消費者は弁護士を通じての権利救済が得られないという考え方でした（最近の経済論のトリクルダウン理論にもどこか似ているような・・・）

しかし、この10年ほどの急激な弁護士増加を目の当たりにして、私は宗旨替えをしました。弁護士の活動による権利救済を必要とする消費者がいたとしても、弁護士費用がネックとなって依頼できないことがある。逆に言うと、費用を負担できる需要でなければ、それは弁護士需要とは言えないということです。欧米諸国のように弁護士費用保険や法律扶助など費用のハードルを下げないことには多くの一般庶民は弁護士を利用することができない。そのような制度的な措置を講じないままに、「弁護士が増えれば一般庶民も弁護士を利用しやすくなる」という思い込みで、弁護士人口を急激に増加させるという誤りを犯してしまったとも言えます。

ほんの10年前まで、弁護士が普通に仕事をしていればそれなりに事務所経営ができた時代には、「正義感」「公憤」を原動力にして、手弁当で消費者問題に取り組む弁護士が多くいました。今は、弁護士が増えても、毎日が事務所経営のために汲々としている弁護士が多くなり、費用負担能力のない消費者のために手弁当でもやるという弁護士は希少種になってしまったようです。

昔は、人権活動で頑張っている弁護士にみんながあこがれ、そんな弁護士が光り輝いていました。いまや、経営上手、稼ぐのが上手、大きな事務所をやっているという弁護士が若手の羨望になっているように見えます。

一部のスーパーマンだけではなく、普通の弁護士が社会的な活動がやれるような条件を作ることが重要です。「衣食足りて礼節を知る」ということわざとおり、弁護士もよい仕事ができるためには衣食が足りることが必要です。「市民を食べ物にする弁護士」によって一番困るのは市民なのです。

急激な弁護士人口増によるこのような副作用が、消費者団体にも理解されるようになりました。2000年司法改革審議会の委員であった主婦連合会の吉岡初子事務局長は法曹人口増員論でしたが、2015年法曹養成制度改革顧問会議の顧問であった主婦連合会の山根香織会長は、急激な弁護士増加に危惧を表明し増員論には反対しました。消費者に利用しやすくするために弁護士費用の問題をまず解決することが先決であると理解されるようになっていきます。

弁護士会は、相次ぐ不祥事対策の一つとして依頼者保護給付金制度を検討することになりましたが、費用をかけるわりに効果の乏しい制度です。弁護士会も不祥事問題に取り組んでいるといったアリバイ的なものです。今日の弁護士の経済問題の元凶となった弁護士人口の急激な増大といった「原因」にメスを入れないで、現象的な対応策だけでは無責任だというほかありません。弁護士会も2000年司法改革のドグマに囚われることなく、勇気を持って「転向」してもらいたいものです。（2017年2月14日記）